



太宰府市認可保育所



入所案内



—令和 7 年度版—

(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

【目次】

○認可保育所の所在地及び開所時間	P 1
○入所後のお願い	P 1
○小規模保育所について	P 1
○教育・保育給付認定について	P 2
○申込から入所までの流れ	P 3
○保育所入所申込必要書類チェックリスト(令和 7 年度)	P 4
○入所申込時にご確認ください	P 5
○令和 7 年度 太宰府市保育所利用調整基準表	P 7
○保育料について	P 8
○こんなときはどうするの?	P 10
○こんなときは必ず連絡を!	P 12

○認可保育所の所在地・開所時間

	保育所名	種類	所在地	定員	電話番号	開所時間	延長時間	
公立	ごじょう保育所	保育所	五条三丁目7番2号	200名	922-6860	平日 7時～18時 ※保育短時間認定の児童については、9時～17時となります。	平日のみ 18時～19時 ※1歳以上の児童 ※保育短時間認定の場合も、勤務時間帯等の都合で必要な場合は延長保育を利用できます。	
	南保育所(公設民営)		朱雀二丁目3番3号	90名	925-5503			
私立	保育所太宰府園		白川2番5号	110名	922-4611			土曜日 7時～16時 【土曜日は勤務状況により18時まで可能です。入所決定後、各園に申込手続きが必要です。】
	星ヶ丘保育園		高雄一丁目3788番地5	150名	923-5525			
	筑紫保育園		大字吉松44番地3	128名	923-7333			
	おおざの保育園		大字大佐野2番地2	110名	919-5110			
	都府楼保育園		通古賀三丁目7番1号	150名	923-0516			
	こくぶ保育園		国分一丁目15番12号	150名	928-2020			
	ゆたか保育園		大佐野二丁目18番26号	150名	929-6565			
	太宰府くじら保育園		通古賀五丁目10番8	120名	918-1212			
	水城青稜保育園		向佐野三丁目8番2号	60名	408-8492			
	水城保育園		認定こども園	長浦台二丁目4番11号	85名			
	すずらん保育園 (連携園:星ヶ丘保育園)	小規模保育所 (0～2才児クラスのみ)	高雄四丁目25番34号	18名	408-7566			
	ゆたか Second 保育園 (連携園:ゆたか保育園)		通古賀一丁目1番11号	19名	555-9545			
	梅の香保育園 (連携園:星ヶ丘保育園)		五条二丁目10番34号	18名	408-7408			
	五条くじら小規模保育園 (連携園:太宰府くじら保育園)		五条三丁目4番20号	19名	408-4031			

※保育所の見学をする場合は、必ず事前に保育所に連絡して日時を調整のうえ訪問してください。

※南保育所は見学が必須です。南保育所を入所希望する場合は必ず見学に行ってください。

※認定こども園の幼稚園部分については直接園にお問い合わせください。

※生後50日以上就学前までの児童がご利用できます。

※定員数は今後変更になる可能性があります。



○入所後のお願い

◆就労等調査

保育所入所(決定)後における就労状況等の再確認のために「就労等調査」を3月頃に実施します。再度、「保育の必要性を証明する書類」の提出をお願いすることになりますので、ご了承ください。

◆お仕事等がお休みのときのお願い

いつも朝早くから夕方遅くまで保育所で過ごす子ども達にとって、家族と過ごす時間はとても貴重です。お休みのときは、子ども達とのふれあいを大事にしてください。

◆土曜日の保育について

土曜日は勤務状況により18時まで可能です。事前にその必要性確認のため、各園に申込手続きをお願いします。

○小規模保育所について

小規模保育所とは、0歳児から2歳児までを対象に、定員6人以上19人以下で行う小規模な保育所のことです。

施設の設備や運営、給食の提供、保育料、入所などに関する基準は、基本的に通常規模の保育所と同じです。

3歳児以降は、各小規模保育所が設定する連携園を利用することができます。連携園以外の保育所の利用を希望する場合は、転園の申込手続きが必要です。

○教育・保育給付認定について

認定とは、令和7年4月1日時点の子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。

◆教育・保育給付認定区分

保護者の状況及び利用を希望する施設の区分により、1～3号のいずれかに認定されます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育標準時間/ 保育短時間)	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育標準時間/ 保育短時間)	0～2歳	あり	認可保育所、小規模保育所、認定こども園(保育所部分)

◆保育必要量

保育認定(2号認定・3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育所を利用できる時間 (太宰府市の認可保育施設の場合)	備考
標準時間	7時～18時	必要に応じ、延長保育の利用ができます。
短時間	9時～17時	

◆保育認定の要件

保護者の状況		保育必要量の区分
就労しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就労 ※勤務開始・終了時間の関係で、短時間では送迎が間に合わない場合を含む	標準時間
	②月64時間以上の就労で、上記①に満たない場合	短時間
妊娠中または産後まもない時 ※出産予定日から起算して8週間(多胎児の場合は14週間)前の日の属する月の初日から、出産(予定)日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで		標準時間
病気または障がいがあるとき		標準時間
親族(2親等以内)の介護・看護を月64時間以上行っているとき		標準時間
求職活動を継続的に行っているとき		短時間
震災、風水害、火災等の復旧にあたっているとき		標準時間
大学や専門学校、 職業訓練校に通 学しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就学 ※就学開始・終了時間の関係で短時間では送迎が間に合わない場合を含む	標準時間
	②月64時間以上の就学で、上記①に満たない場合	短時間
虐待や配偶者からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき		標準時間
その他、福祉事務局長が必要と認める場合		標準時間
育児休業中のとき(育児休業の開始月の翌月から終了月の前々月まで)		短時間

※「標準時間」とある状況であっても、本人の希望で「短時間」にすることが可能です。

○申込から入所までの流れ

「令和7年度太宰府市認可保育所入所案内」配布開始
令和6年10月上旬 市役所保育児童課(13番窓口)で配布及び市ホームページに掲載

第1次申込受付

受付期間:令和6年11月1日(金)~11月29日(金) (土・日・祝日を除く)

ただし、11月9日(土)、23日(土)は午前9時~正午受付します ※市役所保育児童課(13番窓口)にて

※令和6年度の入所申込をすでにしていて入所保留になっている方も、令和7年度の入所申込期間内の申込みが必要となります。

※年度途中に入所を希望される場合(5月以降職場に復帰等)も、この期間にお申込みください。

※継続入所申込書は9月頃に入所している園を通して提出

各保育所の空き状況確認・希望園の変更、保育の必要性の変更

申込をいただいた後でも、随時希望園の追加・変更が可能です。(1次利用調整に反映させる場合は11月29日(金)までに申出必要) 電話(092-921-2121)または窓口にて承ります。

※「申込の時点では求職中だったが就労が決まった」「就労形態が変わった」など、状況が変わった場合は、調整の締切日までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合がありますので、お早めにお問合せください。

第1次利用調整・入所選考

希望した保育所について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。

「太宰府市保育所等利用調整基準表」(P7)により点数化し、保育を必要とする度合い(点数)の高い順に入所児童を決定します。

第1次利用調整・入所選考結果通知《1月中旬》

選考の結果、入所が内定した場合は「入所承諾書(保育利用内定通知書)」、入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。

入所決定の方

※保育所と入所に向けた準備をしていただきます。

入所保留となった方

第2次利用調整(2月及び3月の2回)

第2次利用調整・入所選考結果通知(2月審査:2月中旬 3月審査:3月中旬)

入所決定の方

※保育所と入所に向けた準備をしていただきます。

入所保留となった方

※内定者のみに通知します

【二次利用調整について】

4月以降も毎月1日(土・日・祝日の場合翌開庁日)に実施します。

審査対象

- ①第1次利用調整期間に申し込み、利用決定しなかった児童(再度の申込不要)
- ②令和6年12月2日(月)以降に申込みをした児童で、入所希望日が「審査日の翌々月後の月に属する日」までの児童

入所の手続き

保育所と面談等を行い、契約後入所となります。

4月入所・保育料の通知

入所後、保育料を決定して「保育料決定通知」を送付します。

○保育所入所申込必要書類チェックリスト(令和7年度)



- ◆保護者の状況により、提出書類が異なります。
- ◆下記1～3及び④の書類については、全て揃わないと申込の受付ができません。
- ◆申込の受付時に確認をしますので、この「入所案内」一式をお持ちください。
- ◆申込の受付時点で書類の日付が**2ヶ月前以降**のものを受け付けます。
- ◆保育の必要性を証明する、チェックリスト④～⑩の書類は、入所児童の父母と、入所児童と同居している祖父母 (昭和36年4月2日以降生まれの方が対象)の書類が必要です。

		必要書類	内容・説明	対象者	
全員共通	1	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書	記入例を参考のうえ、漏れのないように記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	2	保育料納付誓約書	保育料支払いの約束をします。 ※3～5歳児クラスの児童は不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	3	子どもの健康チェック表	子どもの状況について記入してください。子ども1人につき1枚必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④保育の必要性を証明する書類 (該当するものを提出)	4	就労証明書	勤務先・事業主に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	5	内職申立書兼報酬支払証明書	業務依頼主に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	6	就労内定証明書	仕事が内定した方が勤務予定先に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	7	求職活動申立書	求職者本人が記入してください。	父・母・祖父・祖母	
	8	病気療養・看護(介護)申立書		保護者本人が病気又は障がいがある場合や、保護者が家族を介護する場合に提出してください。下記のいずれかの添付書類が必要です。	父・母・祖父・祖母
		添付書類	診断書	病状や要介護状態を確認できる書類の添付が必要です。	父・母・祖父・祖母
			介護保険証、ケアプラン等のコピー		父・母・祖父・祖母
		障害者手帳等のコピー	父・母・祖父・祖母		
	9	母子健康手帳のコピー	産前産後期間の入所希望の場合に提出してください。氏名と分娩予定日が記載されたページのコピーが必要です。	母	
	10	在学証明書	通学または職業訓練を受ける場合に学校から証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
⑤該当する場合のみ提出する書類	11	母(父)と子の戸籍謄本	母子・父子家庭の場合	<input type="checkbox"/>	
	12	離婚調停に係る裁判所からの通知、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便など	離婚協議中かつ別居中のため、一方の親の監護がない状況であることを確認します。 ※住民票上も別住所である必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	13	保育状況申立書		就学前兄弟姉妹児で、入所を希望しない児童がいる場合、保育状況を確認します。	<input type="checkbox"/>
		添付書類	在園証明書	入所希望児童の兄弟姉妹児が幼稚園・認可外保育施設へ在籍している場合は在園証明書の添付が必要です。	<input type="checkbox"/>
	※保育所は、兄弟姉妹児の同時入所が原則です。ただし、下記のように認可保育所以外で保育が可能な場合は、希望する児童のみの入所が可能です。その場合、保育状況申立書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・職場の託児所(自営業の事業所を含む)で保育可能 ・別居の親族等により保育が可能 ・病気や障がいのため、認可保育所以外を利用する ・他施設(幼稚園、認可外保育施設等)を利用する 				
	14	利用希望児童の身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書等のコピー	利用希望児童に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
	15	同居の世帯員の、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・年金証書(障がい年金)のコピー	同居の世帯員に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
16	申込日以降に太宰府市に転入予定の場合				
	①	現在居住している住所地の住民票(謄本など、世帯全員が記載されたもの)	現在、居住している市区町村の住民票担当課で取得してください。	<input type="checkbox"/>	
	②	住宅購入に関する書類・賃貸契約書など住所が決まっていることがわかるもののコピー	住所が決まっている方は住所がわかるものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	

○入所申込時に以下のことをご確認ください

①	入所案内の確認	「太宰府市認可保育所入所案内」はお読みになりましたか。 申込前に必ずお読みください。
②	求職による申込	求職のための保育所の利用期間は、入所日から起算して90日後の属する月の末日までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
③	出産による申込	出産のための保育所の利用期間は、分娩(予定)日から起算して産前8週(多胎妊娠の場合にあっては14週)の日の属する月の初日から産後8週の日属する月の末日までです。
④	就労等予定での申込	就労や就学など予定の状態では証明書を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。
⑤	育児休業復帰での申込	育児休業復帰で申し込まれた方は、必ず入所日から1ヶ月以内に復帰する必要があります。
⑥	出生予定での申込	申込可能です。氏名欄には「苗字+未出生」、生年月日欄に「出生予定日」を記載してください
⑦	転入予定での申込	申込可能です。ただし入所が決定した場合、入所までに太宰府市に住民登録していないと入所できません。
⑧	ならし保育	入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1~2週間程度から、長い方で1ヶ月程度かかることがあります。(個人差がありますので期間が延びることもあります) 「入所希望日」はならし保育を含めた日付としてください。 ※ならし保育期間中も保育料はかかります。 ※職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰(就業)予定日前最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です。 ※4月1日入所希望の方については、その日よりならし保育が開始となりますのでご注意ください。
⑨	必要書類の確認	提出書類の不足などが無いよう速やかに書類を提出してください。 申込締切時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。
⑩	お子さんの面接	集団の中での保育が可能か判定するために、市が面接を実施することがあります。面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合や医療看護等が必要な児童は入所できないことがあります。
⑪	書類提出の締切	利用調整は、申込の締切時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締切後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。

⑫	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。
⑬	申込後の内容変更	申込後に内容の変更が生じた場合は、変更後の就労証明書など、必要な書類を提出してください。
⑭	入所調整結果の確認	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します(先着順や抽選ではなく、「太宰府市保育所等利用調整基準表」(P7)に基づき調整を行います)。
⑮	申込の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず市に連絡ください。
⑯	転出された場合	保育所の入所後に太宰府市から転出された場合は、退所になります。在園していた保育所を利用できるのは転出日から1ヶ月までです。(なお、卒園式や運動会などの行事が控えている場合はその日まで)
⑰	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③理由もなく1ヶ月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
⑱	保育料の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更する場合があります。
⑲	副食費の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消を行います。

※全ての項目を確認後、ご理解いただいたうえでの申し込みになります。

令和7年度 太宰府市保育所等利用調整基準表

基本指数及び調整指数を合算し、指数が高い世帯から利用可能。
 ただし、在園児については、前年度と比べ著しい変化がない場合においては指数に関わらず優先的に調整する。
 「1. 基本指数表」により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。
 「2. 調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点する。
 同一指数で並んだ場合は「3. 優先基準表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

1. 基本指数表

細目		保護者の状況		指数	添付書類
		詳細			
1 就労	居宅外労働	就労	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	就労証明書 就労内定証明書
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		就労内定	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	同上	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	同上	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	同上	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	同上	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	同上	
	居宅内労働及び敷地内	事業主	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	自営証明書
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		家族従事者	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	9	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	8	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	7	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	6	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	5	
内職等 (基準×70%)	月間20日以上就労	ア 7時間以上の就労を常態 (140h~/M)	6	内職証明書	
		イ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (80h~/M)	4		
	月間12日以上就労	ウ 7時間以上の就労を常態 (84h~/M)	5		
		エ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (48h~/M)	3		
	オ 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	1			
2 妊娠、出産		出産前後(産前8週産後8週)の休養のため保育にあたることができない場合 ※多胎児の場合は産前14週産後8週		13	母子健康手帳の写し:期間内入所可
3 疾病等	(1) 疾病	入院	ア 入院1ヶ月以上	13	申立書および診断書:期間内入所可
		居宅内	イ 常時病臥の場合	13	
			ウ 精神性・感染症等で医師から安静を要する診断を受けている	10	
		エ 上記に掲げるもののほか、疾病により明らかに保育に欠けると認められる場合	5		
	(2) 障がい	ア 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持	13	各手帳	
	イ 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、療育手帳B所持	10			
	ウ 身体障害者手帳4級以下	5			
4 病人の看護・介護	(1) 入院付添(介護施設除く)	ア 概ね1ヶ月以上、親族(2親等以内)の入院付添する場合	入院付き添いにあたる時間が160時間以上	8	申立書および診断書:期間内入所可
		イ 入院付添する場合	入院付き添いにあたる時間が120時間以上160時間未満 入院付き添いにあたる時間が64時間以上120時間未満	6 4	
	(2) 介護・看護(介護施設を除く)	ア 長期居宅療養中の親族(2親等以内)を介護・看護する場合	介護・看護にあたる時間が160時間以上	9	
		イ 介護・看護にあたる時間が120時間以上160時間未満 介護・看護にあたる時間が64時間以上120時間未満	7 5		
5 災害復旧		災害によって自身の家屋が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合		最優先	権災証明書
6 求職中		求職活動を継続的に行っている、又は行う予定の場合		1	求職活動申立書
7 在学		※居宅外労働を準用		※	在学証明書
8 職業訓練		※居宅外労働を準用		※	在学証明書等
9 虐待・DV		児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合		最優先	配偶者暴力相談センターからの証明等
10 ひとり親		ひとり親家庭であり、就労等により家庭保育ができない場合(就労内定含む)		最優先	離婚:住民票別居 行方不明:警察より証明
11 里親		保育所利用開始予定日に里親制度を利用している児童の里親である場合		最優先	
12 その他		児童福祉の観点から、福祉事務局長が必要と認める場合		最優先	

2. 調整指数表

細目	詳細	指数	添付書類
調整点	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると判断される場合	+1	
	家計の主宰者が失業中の場合	+3	
	既に兄弟が市内の認可保育所に在園しており、兄弟姉妹が同時に在園することとなる場合	+6	
	保育士及び看護師として市内の認可保育施設で現に就労している、又は就労予定の場合	+10	就労証明書又は就労内定証明書
	入院付添が実子(小学生以下)の場合	+5	
	介護で対象者が要介護以上の場合	+3	介護保険証
	同居の祖父母(65歳未満)が保育可能な場合	-3	
	内定を辞退した場合	-3	
	育児休業の取得を(予定)しており、延長することが可能なため利用調整において減点となってもよいことを申告している場合	-10	育児休業についての申立書

3. 優先基準表

優先順位	項目	添付書類
1	第1次申込み期間内に申込をしている方を優先	
2	市内認可保育施設の利用申込を行っているものの、入所保留で待機している期間が長い方を優先	
3	入所希望日が早い方を優先	
4	父母が既に就労中の方(就労内定以外)を優先	
5	対象児童に障がいがある場合を優先	各手帳、特別児童扶養手当証書等
6	単身赴任等で父母のいずれかが別居している場合を優先	
7	太宰府市民を優先(ただし、転入予定者でも住所が決定している場合は太宰府市民とみなす)	住所が決定していることを証明するもの(転入票のみ)
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先	

※1. 基本指数表にて保育が必要な理由が複数ある場合、10点を上限に足し合わせることができる。ただし、求職中を除く。

○保育料について

【保育料の決定方法について】

◆保育料の決定方法

下記①②によって決定します。

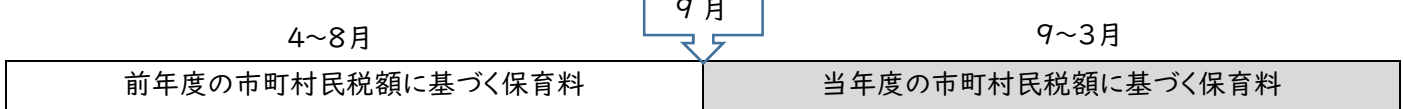
①家庭の令和6年度および令和7年度の市町村民税額(※)

※父および母の合計額です。父・母の市町村民税額が「0円」の場合は、同居の扶養義務者(祖父母)の税額が対象になることがあります。

②入所する児童のクラス年齢(令和7年4月1日現在の年齢)

いつの分?	誰の?	何に基づいて決まる?
令和7年4月分から 令和7年8月分まで	お子さんの保護者等 (同居の祖父母がいる場合、父母の 所得状況などにより祖父母の分で適 用することがあります)	令和6年度市町村民税額 (令和5年中の所得)
令和7年9月分から 令和8年3月分まで		令和7年度市町村民税額 (令和6年中の所得)

◎毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎



※保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

◆保育料の決定時期

保育料決定通知は4月及び9月に発送します。

◆納付方法

(1) 保育所の場合(太宰府市への支払い)

①「口座振替」による銀行口座からの引き落とし

※口座振替申請方法

- ・「口座振替依頼書」にて提出(依頼書は保育児童課にあります)
- ・Web 口座振替受付サービス(こうふりネット)にて申請

(本市ホームページの「令和5年4月から Web 口座振替受付サービス(こうふりネット)を開始します」のページに申請リンクが掲載されています)

②「納付書」による金融機関等での窓口払い

**原則「口座振替」での支払いを
お願いいたします**

(2) 小規模保育所及び認定こども園の場合(施設への支払い)

施設の定める方法に従ってください。

◆延長保育

保育料と別に延長保育料が必要です。保育施設への直接支払いとなります。

対象者	標準時間認定	短時間認定	
		7時～9時 17時～18時	18時～19時
時間帯	18時～19時		
対象年齢	満1歳以上	全年齢	満1歳以上
利用料	500円/日	100円/時間	500円/日
月極利用	あり(3,000円/月)	なし	なし

◆保育料を滞納すると

保育所で保育に必要な経費のうち、一部は保育料で賄われており、保育料を滞納されると、他の納税者の負担を大きくすることになります。保育料は、お子さんが日々の健やかな保育所生活を送るために、なくてはならない経費の一部として使われています。保育料は期限までに確実に納付していただきますよう、お願いいたします。

※滞納がある場合は、児童手当から保育料を差し引くことがあります。



○こんなときはどうするの？

●ならし保育について

Q. ならし保育というのがあると聞いたのですが、ならし保育って何ですか？

A. 入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1～2週間程度から、長い方で1ヶ月程度かかることがあります。(個人差がありますので期間が延びることもあります)

※ならし保育期間中も保育料はかかります。

※職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰(就業)予定日前最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です。

(例) 7月10日から職場復帰の方は、6月10日から保育希望期間として申請可能

※ただし、4月1日から職場復帰・就業予定で3月から「ならし保育」を希望される場合、入所定員の関係で、例年、3月からの入所が困難になっています。この場合、4月上旬がならし保育期間となりますので、ご了承ください。

●転入予定の手続きについて

Q. 太宰府市に転入する予定ですが、遠方のため窓口に行けません。郵送でのお手続きはできますか？

A. 遠方の他市町村からの転入であれば郵送での申請が可能です。市への申請書到着日(書類が全て揃った日)が申請日となりますのでご注意ください。必要書類等のご案内をいたしますので、事前に担当課までご相談ください。

●認定要件が複数該当する場合

Q. 仕事をしながら学校にも行っていますが、就労証明書と就学証明書どちらを準備したらいいですか？

A. どちらもご準備をお願いします。必要に応じて就労と就学の時間を合算し、保育の必要量の認定をしております。また、仕事を掛け持ちしている場合や、仕事をしながら看護・介護をしている等でも同様です。

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 求職活動中で入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 求職活動中で入所した場合は、入所日から起算して90日後の属する月の末日までに、退職した場合は、退職日から起算して90日後の日の属する月の末日までに就労が決まらなければ原則退所となります。

●認定変更について

Q. 現在、求職活動中で、短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 就労証明書を市へ提出してください。なお、認定の変更は、申請日の翌日または就労日からの適用となりますのでご注意ください。

例) 5月1日からの就職が決定した場合(短時間認定から標準時間認定へ)

パターン1

4月中に就労証明書を提出した場合、5月1日から標準時間認定を受けることができます。

パターン2

5月になって就労証明書を提出した場合、提出日の翌日から標準時間認定を受けることができます。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1ヶ月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

●休園について

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について

Q. 市内の別の保育園に転園したいのですが？

A. 年度途中の転園はできません。継続申込書記載時に翌年度の転園希望を出して、審査後可能となった場合に転園が可能です。なお、転園決定後の転園取消はできません。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

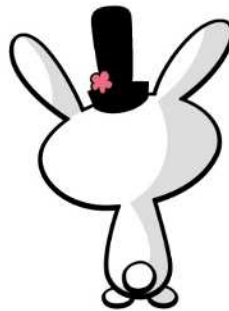
A. 退所する際は、退所日の10日前までに「退所届」の提出をお願いします。



○こんなときは必ず連絡を!

①	修正申告などをして市町村民税額が変更になったとき	速やかに保育児童課までお知らせください。申出があった翌月から保育料が変更となる場合があります。
②	同居している家族が障害者手帳を交付されたとき。	障害者手帳の写しを提出した翌月から世帯状況を反映した保育料で取り扱います。事前に障害者手帳を申請したことの申出があった場合には障害者手帳の写しの提出を確認後、申出があった日の翌月(障害者手帳の交付日前の申し出だった場合、手帳の交付日の翌月)から世帯状況を反映した保育料で取り扱います。
③	保護者が仕事を辞めたとき	退所になります。 ただし、前職を辞めてから <u>3ヶ月以内</u> に次の職に就業できる場合は継続入所を認めています。 この場合、まず「求職活動申立書」を提出し、 <u>退職日から起算して90日後の日の属する月の末日まで</u> に「就労証明書」を必ず提出してください。 ※退職後、すぐに新しい職については「就労証明書」のみの提出でかまいません。
④	「保護者等の病気」を理由に入所し、病気が治癒したとき	退所になります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「診断書」の治癒期間を経過した時は、退所となります。 ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「診断書(延長期間が記載されたもの)」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
⑤	「親族(2親等以内)の入院付添／介護・看護」を理由に入所し、対象者が退院したとき	退所になります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「診断書」の入院(介護・看護)期間を経過した時は、退所となります。 ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「診断書(延長期間が記載されたもの)」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
⑥	「妊娠中または出産後間もないこと」を理由に入所した児童の母が出産したとき	出産した児童の誕生日をお知らせください。 出産(予定)日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで入所が可能です。
⑦	市外へ転出するとき	退所になります。 ただし、 <u>転出日から1ヶ月以内</u> まで通所可能です。 また、「運動会」等のイベントを控えている場合は、その日まで可能です。
⑧	保育所入所後、家庭で保育できる状況となったとき	退所になります。

⑨	育児休業を取得する場合 (入所後に第2子等を出産した場合)	<p>育児休業の対象児童(在園児の弟妹)の出生から育児休業中は継続入所可能です。</p> <p>育児休業(予定)証明書をご提出ください。</p> <p>※育児休業中の新規入所はできません。</p>
⑩	休所をするとき	<p>保育所を休所するときは、保護者様から保育所に伝えてください。休みの期間が30日以上となる場合、保育所から市へ保育所休所(園)届出書を提出していただくことになっています。</p> <p>休所期間中も保育料はかかります。</p>
⑪	入所保留通知について	<p>入所保留通知は一次利用調整の結果、待機となった場合は市から通知します。</p> <p>一次利用調整以降に入所保留通知が必要な場合はご連絡ください。</p>



(問い合わせ先)

太宰府市 健康福祉部 保育児童課 保育所係

〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号

TEL 092-921-2121 (内線319・317)

FAX 092-925-0294

Eメールアドレス hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp